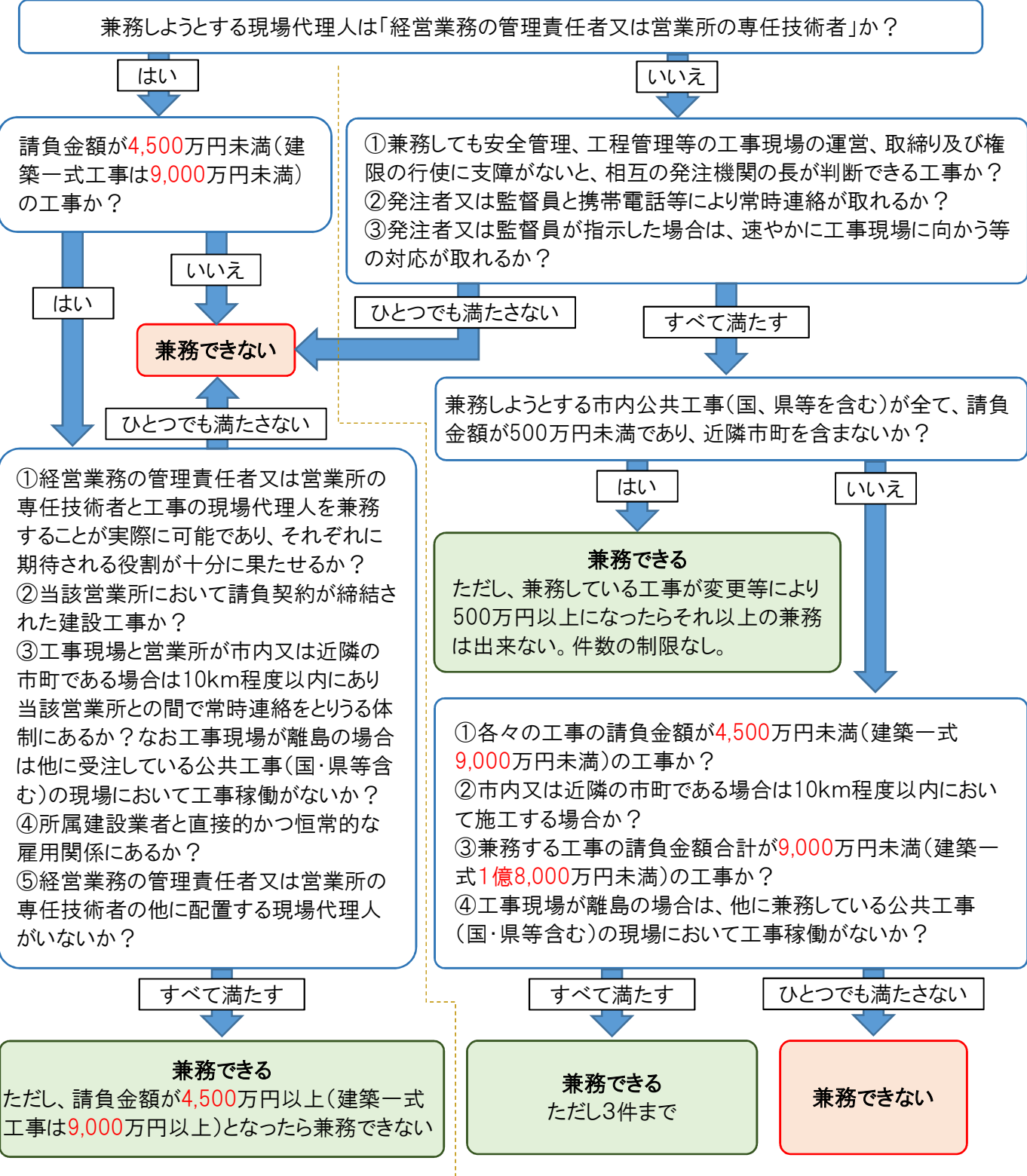


現場代理人の兼務フロー図



- 兼任する現場代理人は、兼務しているいずれかの工事現場に常駐するものとし、工事現場を離れる際には、安全管理や連絡体制を構築しておくこと。
- 現場代理人が兼務する場合は、現場代理人等決定(変更)通知書提出時に、様式第1号(経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者は3号)を2部提出し、協議の上発注者の承諾を得ること。
- 要件を満たしている場合でも工事内容、受注者の施工状況等により発注者の判断により兼務を承諾せず、又は兼務の承諾を取り消すものとする。
- 受注者が、本通知の規定に違反し、建設業法に抵触することとなった場合には当該者の建設業の許可権者へ通報するとともに契約解除となる場合がある。